

地域公共交通会議等での協議について

一般乗合旅客自動車運送事業や自家用有償旅客運送において、一定の事項に関し、地域公共交通会議等で協議が調った場合は、道路運送法の審査の特例を受けることができます。特例を受ける場合は、協議や証明書の発行にあたり以下にご留意願います。

※詳細は、平成18年9月15日付け国自旅第161号「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」等をご覧ください。

【令和5年10月1日改正道路運送法施行による変更点】 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の協議について

- **運賃及び料金** 対象： **路線定期運行** **路線不定期運行** **区域運行**
- ・運賃・料金の設定・変更を上限認可申請によらず、協議運賃の届出とする場合は、**地域公共交通会議では協議が行えず、道路運送法第9条第4項に規定する協議会において協議が必要となります。また、協議証明書も、地域公共交通会議の協議証明書とは別業としていただく必要があります。**
 - ※路線や停留所、運行系統（運送の区間）に変更が生じる場合では、その変更内容により運賃等の協議が必要となります。詳細については、お問い合わせください。

1. 協議が調うことで特例が認められる事項

(1) 協議が調っていることが要件である事項

▶ 一般乗合旅客自動車運送事業

※運行の様態や路線、営業区域等については裏面を参照ください。

- ① **運行の様態、路線、営業区域** 対象： **路線不定期運行** **区域運行**
- ・路線不定期運行や区域運行は、地域交通ネットワークの観点から、路線定期運行と整合がとられている必要があり、原則として、これらの導入や路線、営業区域の新設等を行う場合は、協議が調っていることが必要です。
- ② **使用車両、最低車両数** 対象： **路線定期運行** **路線不定期運行** **区域運行**
- ・使用車両は、通常バス型（乗車定員11人以上）となりますが、タクシー型（乗車定員11人未満）の車両を使用することができます。
 - ・車両数については、通常1営業所ごとに最低基準（※）がありますが、1両から認められます。
 - ※路線定期運行：常用車5両、予備車1両以上 路線不定期運行、区域運行：3両以上

▶ 自家用有償旅客運送

- ① **登録、更新登録、変更登録**
- ・自家用有償旅客運送の登録申請をする場合は、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて、協議が調っていることが必要です。
- ② **旅客から収受する対価**
- ・自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価については、協議が調っていることが必要です。

(2) 協議が調っていることで審査が弾力化される事項

▶ 一般乗合旅客自動車運送事業

- ① **路線の新設、営業区域の新設・変更** 対象： **路線定期運行** **路線不定期運行** **区域運行**
- ・経営許可申請の標準処理期間が特段の事情がない限り、通常3ヶ月から概ね2ヶ月となります。
 - ・事業計画変更認可申請の標準処理期間が特段の事情がない限り、通常2ヶ月から概ね1ヶ月となります。
- ② **路線の休廃止、営業区域の廃止** 対象： **路線定期運行** **路線不定期運行** **区域運行**
- ・路線定期運行に係る路線の休廃止届が通常6ヵ月前から30日前までの届出となります。
 - ・路線不定期運行の路線や区域運行の営業区域に係る廃止に係る事業計画認可申請が、通常2ヵ月前から30日前の申請となります。
- ③ **運行計画** 対象： **路線定期運行**
- ・クリームスキミング的運行（※）の要件に該当する場合であっても弾力的に取扱われます。
 - ※競合系統がある場合に、多客時間帯や多客日のみを運行すること。詳細は平成18年9月28日付け中運局公示第54号「一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等について」4. に規定

2. 協議、証明書の発行における留意事項

☞ 協議が調った内容を協議証明書に明確に記載

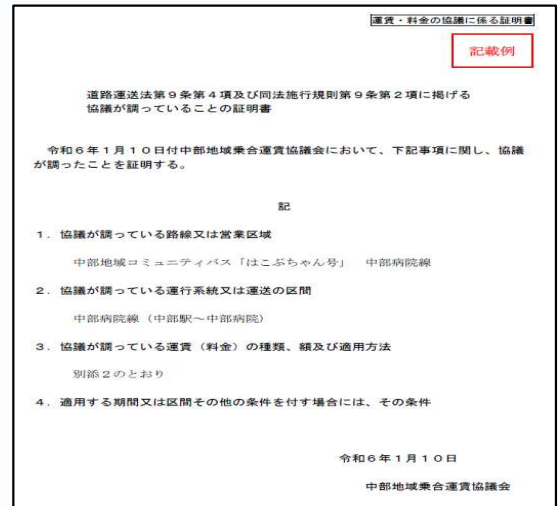
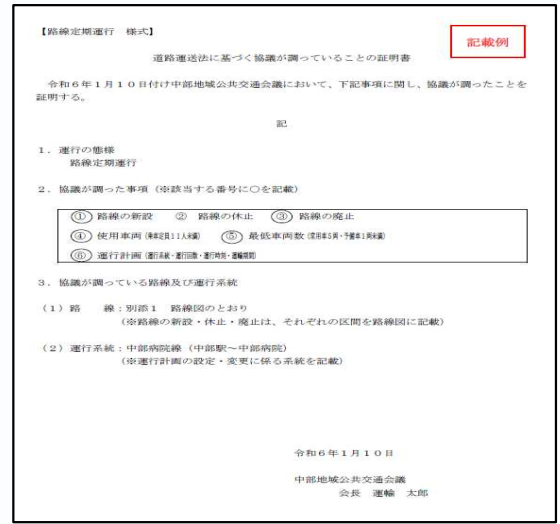
- ・特例を受ける場合には、どの協議事項について、どの路線（運行系統）・営業区域（運送の区間）を対象として、どのような内容で協議が調ったか、審査において確認します。
 - ・そのため、地域公共交通会議等において上述の点を確実に協議するとともに、協議証明書に明確に記載してください。
 - ・協議証明書を作成する際に、既存の会議資料等で協議内容が確認できる場合は、「別添のとおり」と記載して、資料を添付いただくことも可能です。
- ※当局で協議証明書の様式例を用意していますので、ご活用ください。

▼中部運輸局HP

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/jikou/noriai/index.html>

☞ 申請や届出時期を踏まえたスケジュールで協議を

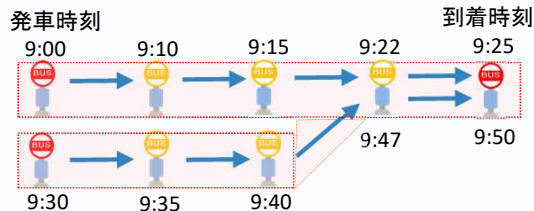
- ・特例を受ける場合には、道路運送法の申請・届出時に協議証明書を添付いただく必要があります。
- ・そのため、申請の標準処理期間や届出の提出期限から逆算して、地域公共交通会議等で協議、協議証明書の発行をお願いします。
- ・また、申請に不備があり補正を要する場合は、標準処理期間よりも審査に時間が掛かることがありますので、余裕を持ったスケジュールで申請を提出いただくようお願いします。



参考 乗合事業の種類（運行の態様）

路線定期運行

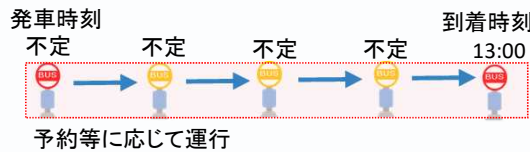
路線を定めて、定められた時刻に、停留所間を運行するもの。
例：路線バス、高速バス



路線:
 ・・認可を受けた
 通行できる道路

路線不定期運行

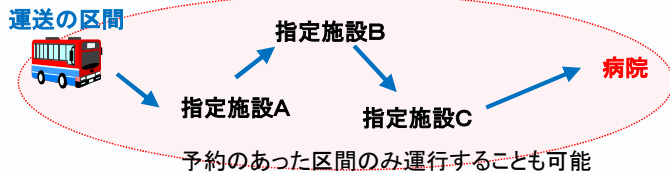
路線を定めて、乗降地点間を運行するが、発車又は到着時刻等が不定であるもの。
例：デマンドバス



運行系統
 ・・路線内で実際に
 運行する経路

区域運行

営業区域を、旅客の需要に応じて運行するもの。
例：乗合タクシー



営業区域:
 ・・認可を受けた
 運行できる範囲
 運送の区間
 ・・営業区域で実際に
 運行する区間
 例: 指定施設～病院

問い合わせ先



国土交通省 中部運輸局

自動車交通部 旅客第一課 (052-952-8035)

愛知運輸支局 輸送・監査担当 (052-351-5312)

静岡運輸支局 輸送・監査担当 (054-261-2898)

岐阜運輸支局 輸送・監査担当 (058-279-3714)

三重運輸支局 輸送・監査担当 (059-234-8411)

福井運輸支局 輸送・監査担当 (0776-34-1602)

※上記は中部運輸局管内の取り扱いです。他の地方運輸局管内の扱いは、管轄する各運輸支局までお問い合わせください。

令和6年1月発行版